

Title	クステ前後期法案対照条文
Sub Title	Tableau comparatif de deux propositions de loi sur les groupes de sociétés (Proposition COUSTÉ)
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.10 (1983. 10) ,p.76- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0076">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028-0076</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

クステ前後期法案対照条文

宮 島 司

解 題

本資料は、企業結合（フランスでは会社グループと称する）について、フランス国民議会のクステ議員を中心としたU・D・Rグループ（共和国民連合）により同議院に上程された法案の条文対照表である。

一九七〇年二月一九日（〇五五号法案）、一九七三年四月二日（五二二号法案）、一九七四年八月一日（二二二一号法案）、一九七八年六月二八日（五二二二号法案）、一九八一年七月二日（二五五号法案）と五次にわたつて法案が上程されたものの、前三者と後二者とはそれぞれが内容的に（条文自体も）同一であるため、結局のところ、内容の異なるクステ前期法案（前三者）とクステ後期法案（後二者）の二法案が存在するにすぎない。この両法案の条文を対照したのが本資料である。

フランスにおける企業結合法形成への動きを知るためには、多くの論者が引用するクステ法案の正確な内容を知ることが重大であり、また今までわが国ではその存在さえ知られていなかったクステの後期法案をも明らかにすることが必要である。このことは何も比較法的興味のみにとどまるものではなく、大小会社の区分の問題に続いて検討される予定となつているわが国における企業結合法制立法化への準備作業の一助ともなる重要性を有するものと考えらる。

なお、前期三法案の正確な名称は「会社グループと株主及び従業員の保護に関する法案」であり、後期二法案は「会社グループと株主、従業員及び第三者の保護に関する法案」である。

## 後期法案

### 第一章 定義

第一条 ある会社が他の会社に対して、直接または間接に、事実上または法律上の方法により、決定権限を行使しうるような影響力を有する場合には、前者は支配会社と称せられ、後者は従属会社と称せられる。

第二条① ある会社が、その会社持分の全体に付着した議決権の五〇%以上を直接または間接に他の会社によつて保有されている場合には、反対の立証のない限り、前者は後者に従属するものと推定される。

② 加盟会社の定款において、社員の業務執行に関する一定の決議については直接または間接に支配会社が有する議決権の数を超える多数を必要とする旨規定されている場合には、右の推定は援用されない。

第三条① 支配会社と従属会社がともに前者の統一指揮の下に結合するとき、両者はグループを形成する。

② 決定権限の行使が存在しないという立証がないならば、支配会社は従属会社とともにグループを形成するものと推定される。

③ グループは法人格をもたない（下段四条後段参照）。

第四条① 会社グループ関係は、本法第二章及び第七章にしたがつて締結され公示されるいわゆる加盟契約によつて、法律上設定

クステ前後期法案対照条文

## 前期法案

### 第一章 定義

第一条 ある会社が他の会社に対して、直接または間接に、事実上または法律上の方法により、決定権限を行使しうるような影響力を有する場合には、前者は支配会社と称せられ、後者は加盟会社と称せられる。

第二条 ある会社がその議決権の少なくとも二五%を他の会社によつて保有されている場合には、前者は後者に従属しているものと推定される。

(新設)

第四条 統一指揮の下に結合した支配会社と加盟会社はグループを形成する。グループは法人格をもたない（上段三条三項参照）。

(新設)

第三条 会社間の従属関係は、本法の諸規定の適用を受けるとき、命令に定める方式にしたがつて、加盟契約によつて有効に設定

七七 (一一八九)

される。

② グループ内の各従属会社は加盟会社と称せられる。

③ 加盟会社は、加盟契約によつて、本法第三、第四及び第五章によりその株主及び社員、従業員及び債権者に対して与えられる保証の対価として、本法第六章の規定にしたがい支配会社の指揮命令に従う義務を負う。

第五条① 支配会社に資本参加をしていない加盟会社の株主または社員は、外部株主または外部社員と称せられる。

② 但し、支配会社への資本参加がその資本の1%を超えていない株主または社員も、外部株主または外部社員と同様に取り扱われる。

③ 法律上または事実上、グループの指揮に参加している株主または社員に対しては、外部株主または外部社員の資格は排除される。

第六条 非加盟会社グループは、編入会社に関する第九章の諸規定の留保の下に、本法第七章の規定に従う。

される。加盟契約は支配会社及び加盟会社の特別総会で承認されなくてはならない(上段七条二項参照)。

(新設)

第五条 支配会社中において利害関係を有さない加盟会社の株主または社員は、外部株主または外部社員と称せられる。

(新設)

(新設)

(新設)

## 第二章 存在及び所属に関する争訟

第六条 グループの存在またはある会社のグループへの所属に関するすべての争訟は、本法第八章により創設される「グループ・集中関係裁判所」の専属管轄に属する。

第七条 前条の争訟は、つぎの者に与えられた宣言的訴権によつて、「グループ・集中関係裁判所」に係属する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

## 第二章 加盟契約

第七条① 加盟契約は、無効の制裁をもつて、書面により締結されなくてはならずかつ、契約当事者と同数の写しが作成されなくてはならない。

② 加盟契約は、各契約当事者会社の定款変更のため定められた条  
件において、右等の会社の社員により承認されなくてはならない  
(下段三条後段参照)。

- (a) グループへの所屬が問題とされている当該会社
- (b) 資本の少なくとも一〇分の一を有する本条(a)号の会社の株主  
または社員
- (c) 「グループ・集中関係裁判所」の検事総長

第八条 グループの存在またはグループへの所屬に関する争訟が  
司法上または行政上の裁判所に提起され、かつこの裁判所が判決を  
下すためにはこの点に関する決定が必要であると判断した場合に  
は、この争訟は「グループ・集中関係裁判所」による先決的審理に  
付さねばならない。

第九条① 前条の訴訟または移送のすべては、参事院の命令によ  
り定められた方式に従い、かつ右に定められた期間内に、「グルー  
プ・集中関係裁判所」の公報に公示すべき対象となる。

② 第七条の宣言的訴権を行使する者が「グループ・集中関係裁  
判所」に申立をなす手続は、前項と同一の命令によつて定められる。

第一〇条 本章において定められた争訟に関する「グループ・集  
中関係裁判所」の判決は対世的効力を有する。

(新設)

(新設)

第八条① 支配会社及び加盟会社の会計監査人は、必要とあれば彼らの選任による鑑定人の出席の下に、加盟契約の方式と本法第一三条乃至二三条に定められた究極決済の方式に関する報告書、より詳細に言えば、加盟会社の株式または会社持分と支配会社の有価証券または会社持分との間の交換のために提示された比率及び株式の引取りと交換に払戻される現金での補償金に関する報告書を作成し提出しなくてはならない。そのため、会計監査人は、各利害関係会社及び本法第一章に定義された関係において右の各利害関係会社と結合している会社にあるすべての有用な書類から情報を得ることができる。

(新設)

② 会社監査人を有さない会社においては、一名の会計監査人が商事裁判所長官またはこれなきときは申請のなされた本店所在地の大審裁判所長官の決定によつて指名される。

(新設)

③ 本条の諸規定の施行については命令により詳細にされる。

(新設)

第九条① 従属会社の管理機関は、命令に定められる条件に従い、承認決議の前に、加盟契約の提案と同時に、その株主または社員に対して会計監査人の報告書を送付する。

(新設)

② 加盟契約の草案は必要とあれば支配会社及び従属会社の企業委員会の意見に従う。

(新設)

第一〇条 加盟契約は本法第三八条に定められた商業登記簿への記載の日に発効する。

(新設)

第一一条 加盟契約の変更は、その締結に関する第七条、八条及び九条に定められた形式と手続に従つてのみなされうるにすぎず、

(新設)

本法第八章及び命令に定められた公示の方法に合致しなくてはならない。

① 加盟契約は本法第一条に定義された関係が消滅したときに終了する。

② 加盟契約は、支配会社とその内容とされている義務に違反した場合に、本法第二条に定められた条件において、加盟会社の外部株主または外部社員の請求に基づいて裁判上解除される。

③ 急速審理裁判官は、主たる判決に至るまでの間、加盟契約の全部または一部の尊重及び履行を支配会社に課すことができる。そのため、右裁判官は、職権をもつて、適当なあらゆる仮の方法を命ずることができる。

### 第三章 外部株主または外部社員の保護

第一条 本法第四条に定められた加盟契約は、加盟会社の外部株主または外部社員に対して、究極決済に定められた条件での出資回収権と加盟会社内に残存して年次補償割当を有する権利を維持することとの間の選択権の提案を内容とする。

第一条① 究極決済により提案される出資回収権は、本法第一条に定められた各場合に従い、支配会社の有価証券または持分と加盟会社の株式または持分との交換によるか、現金での補償金の支払によるかのいずれかによりなされる。

② 交換を求められた加盟会社の株式または持分の数が支配会社

クステ前後期法案対照条文

(新設)

(新設)

(新設)

### 第四章 外部株主及び外部社員の保護

第一条 加盟会社の商業登記簿への本法第一条に定められた文言の記載の日またはグループへの所属を認定する裁判所の判決の日から一ヶ月以内に、支配会社は、加盟会社の外部株主または外部社員に対して、究極決済に定められた条件において出資回収権を提案しなければならない。

(新設)

の有価証券の整数とはならない場合、支配会社は端株を買い取らなくてはならない。

① 支配会社がフランス本土または海外領土あるいはヨーロッパ共同体内に本店を有する株式会社または株式合資会社であり、会社自身他のいかなる会社にも従属していない場合において、究極決済に提案される支配会社の有価証券とは株式または転換社債あるいは社債である。

② 支配会社がフランス本土または海外領土あるいはヨーロッパ共同体メンバー国の一に本店を有する株式会社または株式合資会社の形態を採るグループの筆頭会社に従属している場合には、究極決済は前項に示されたグループの支配会社の有価証券との交換または現金での補償のいずれかの選択を提案すべきである。

③ 支配会社がヨーロッパ共同体のメンバー国以外の外国に本店を有する株式会社または株式合資会社である場合には、究極決済は第一項に示された支配会社の有価証券を内容とすべきであり、もし不可能であれば現金での補償を内容とすべきである。

④ 支配会社が有限会社または人的会社である場合には、究極決済は現金での補償のみを内容とする。

(削除 — 加盟契約の公示へ)

第一六条 支配会社は加盟会社の外部株主または外部社員に対して究極決済から生ずる義務を直接負担する。

第一七条 支配会社が究極決済のために提供する有価証券を取得する条件は命令により定められる。

(新設)

① 支配会社がフランス本土または海外領土に本店を有する株式会社または株式合資会社であり、会社自身他のいかなる会社にも従属していない場合には、究極決済は加盟会社の外部株主または外部社員に対するその保有株式または持分と支配会社の株式との交換の提案によつて設定される。

② 前項の場合とは異なり、支配会社がフランス本土または海外領土に本店を有する株式会社または株式合資会社の形態を採る他の会社に従属している場合には、究極決済はこの後者の株式との交換または現金での補償のいずれかの選択を提案すべきである。

③ 支配会社が外国に本店を有する株式会社または株式合資会社である場合、あるいは支配会社が人的会社である場合に(上段一五条四項参照)、子会社の株主が個人的または集団的に希望するならば、究極決済は現金での補償を含むことができる。

(本段三項から変更独立)

④ 究極決済の公示方法は参事院の命令により定められる。

第一八条 究極決済から発生する債務は、支配会社が加盟会社の外部株主または外部社員に対して直接負担する。

第一九条 支配会社が究極決済により提供する株式を取得する条件は参事院の命令により定められる。

第一八条 本法第三八条に定められた商業登記簿への加盟契約の記載後三ヶ月以内に究極決済の適用を請求しない加盟会社の外部株主または外部社員は、配当または利益に対する持分に代えて、あるいはその補充として、年次補償割当の権利を有する。

第一九条① 右の年次補償割当についての特権は、究極決済とともに加盟会社の外部株主または外部社員に対して提案されなくてはならない。

② 前項の特権は加盟会社の過去の収益と将来性に応じて決定された一定額であり、右会社が独立性を維持していたならば株主または社員が受け取ることのできたであろう金額にできるだけ近似した額でもある。

③ 支配会社の将来の利益配当に比例した額、あるいは事業の連結利益の一定割合を示す額でも可能である。

第二〇条 年次補償割当を選択した外部株主により保有される加盟会社の株式は、兩後付着する議決権が排除される。

第二一条① 加盟会社の外部株主群が有する資本のうち少なくとも五分の一を有する外部株主は、本法第三八条に定められた商業登記簿への加盟契約の記載の後三ヶ月以内に、究極決済及び年次補償に（下段二条一項参照）異議を申立てる権利を有する。そのため、必要とあれば、外部株主は命令により定められた条件において団体を形成することができる。

② 株式組織の会社以外の会社におけるすべての外部社員は、加盟会社の資本中に占めるその持分がいかなる程度であろうとも、前

第二〇条 公示後三ヶ月以内に究極決済の適用を請求しない加盟会社の外部株主または外部社員は、配当または利益に対する持分に代えて、あるいはその補充として、年次補償割当の権利を有する。

第二一条① 補償割当についての特権は究極決済とともに加盟会社の外部株主または外部社員に対して提案され、かつ究極決済とともに公示されなくてはならない。

② 前項の特権は、加盟会社の過去の収益と将来性に応じて決定された年次の一定額であり、右会社が独立性を維持していたならば株主または社員が受け取ることのできたであろう金額にできるだけ近似した年次の一定額でもある。

③ 補償割当は支配会社の将来の利益配当または利益に比例して定めることもできる。

（新設）

第一六条① 加盟会社のすべての株主または社員は、公示の日から一ヶ月以内に、究極決済に異議を申立てる権利を有する。

第二一条① 加盟会社の各株主または各社員は、補償割当について異議を申立てる権利を有する。

② 前項の異議は「グループ・集中関係裁判所」に提起され、究極決済の場合と同一の手続に従つて右の裁判所により解決される。

（新設）

項と同一の期間内に同一の異議の訴を提起しうる。

(削除)

(削除)

(削除)

第二二条 究極決済及び年次補償割当の決定を担う加盟契約の諸条項の履行は、前条に定められた訴訟に対世効ある判決がなされるまでの間中断する。

(削除)

第二三条 第二一条の適用によりなされ、かつ加盟契約の修正を引き起こす右の判決は、本法第一〇条による右契約の発効の日に遡つて、契約それ自身と同一の資格においてそれぞれの契約当事者を拘束する。

(削除)

#### 第四章 債権者の保護

(上段三二条参照)

第一六条② そのため、交換比率または補償金の額を決定する任務を有する二名の会計監査人の指名の申立を裁判所になさなくてはならない。

③ この申立は裁判所の公報に公示される。

④ 二名の会計監査人の間に合意がなされない場合には、裁判所がこれを決定する。

⑤ 右の手続のための費用は加盟会社により負担される。

(新設)

第一七条① 究極決済に関する裁判所の判決は裁判所の公報に公示される。

② 右の公示から六ヶ月以内に、株主または社員のすべては究極決済に関する判決に基づいて利益を請求しうる(上段三二条及び二三条と対比)。

第二三条 加盟会社は補償割当に関する唯一の債務者である。加盟会社が配分するために必要な資金は支配会社により提供されなくてはならない。

#### 第六章 加盟会社の債権者の保護

第二五条 加盟会社の年次計算書類が欠損を計上する場合には、計算書類の承認後一ヶ月以内に、支配会社は加盟会社のためこの欠損額と等しい額の現金での補償振替をしなくてはならない。

第二四章 支配会社は、前営業年度の終了前に満期が到来しており、かつ当該年度の計算書類の承認後三ヶ月間請求が継続している加盟会社のあらゆる債務について、加盟会社と連帯責任を負う。

## 第五章 従業員の保護

第二五章① 支配会社中にはグループ中央委員会が創設されなくてはならず、一九四五年二月二日オールドナンス四五―二八〇号に定められた決定が支配会社のみに関わるものでなく一以上の加盟会社に関わるものであるすべての場合において、右委員会の意見が支配会社の指揮または業務執行機関によつて必ず求められなくてはならない。

② グループ中央委員会は、命令に定められる条件において、支配会社の従業員の数に依りて、加盟会社及び支配会社の各々の企業委員会によつて選任された者によつて構成される。

③ グループ中央委員会の意見及び決定は、その権限の範囲内において、加盟会社及び支配会社の企業委員会を拘束する。

第二六章① 加盟会社の従業員が、一九五九年一月七日オールドナンス五九―一六号に定められた利潤分配制度により株式を受け取る場合、また一九六七年八月一七日オールドナンス六七―六九三号及び一九七三年一月二七日法七三―一九七号により定められた企業の成長の成果への参加により株式を受け取る場合、さらにあるいは、一九七〇年二月三一日法七〇―一三二二号及び一九七三年一

第二六章 支配会社は、第三者に対して、前営業年度の終了前に満期が到来しており、かつ当該年度の計算書類の承認の日から三ヶ月以内に支払われなかつたすべての債務について、加盟会社と連帯して清算しなくてはならない。

## 第五章 加盟会社の成長の成果に参加する労働者の保護

(新設)

(新設)

(新設)

第二四章 加盟会社の株主と同様の状況の下にある加盟会社内において成長の成果に参加する労働者の保護を図るために、本法第四章の諸規定は彼らにも適用される。

二月二七日法七三—一九六号に定められた株式の申込と買取との間の選択権を有する場合には、本法第一四条によりそれらと交換に置かれる支配会社の株式は従業員が有していた加盟会社の株式と同様に非譲渡性を帯有することとなり、かつ非譲渡性はその残存期間の満了まで継続する。

② 究極決済が現金での支払を定めている場合には、反対の合意なき限り、従業員に帰する額は命令により定められた率の利息を持つ加盟会社の閉鎖勘定として評価される。この勘定は、従業員が保有していた加盟会社の株式についての残存期間の満了まで閉鎖されたままである。本法第一四条二項の適用ある場合において支配会社により支払われる額についても同様である。

## 第六章 グループの機能

第二七条① 加盟会社は加盟契約により与えられた決定権限により支配会社がなす指揮命令を実行しなければならない。

② 但し、加盟会社は、その実行が加盟契約に対する違反を構成する場合、または本法が適用を排除していない刑罰規定に違反する場合には、右命令を拒否すべきである。

第二八条 指揮命令は支配会社の権限ある機関により加盟会社の権限ある機関に対してなされうるにすぎない。

第二九条 指揮命令の実行が加盟会社の取締役会または監査役会あるいは総会の同意を要求しており、かつ右の同意が相当の期間内

## (新設)

## 第七章 指揮命令

第二七条① 加盟会社は、支配会社が本法第四、第五及び第六章の諸規定に従っている場合には、支配会社から受ける指揮命令を実行しなければならない。

② 但し、加盟会社は、その実行が刑法または公の秩序に違反する場合、あるいは加盟契約が締結されているときにこの契約違反となるような場合には、右命令を拒否すべきである。

第二八条 指揮命令は支配会社の権限ある機関により加盟会社の権限ある機関に対してなされうるにすぎない。

第二九条 指揮命令の実行が加盟会社の監査役会、総会あるいはその他の機関の同意を要求しており、かつ右の同意が拒否されるか

になされない場合には、支配会社は指揮命令をくり返す権利を有し、この再度の指揮命令は同意が得られなくとも実行されるべきものとなる。

第三〇条 指揮命令は、加盟会社に対し、支配会社またはグループ内の他の会社の利益において、資産すべての譲渡、あらゆる提供ないしは受渡しを課することができる。また、たとえそれらの操作が加盟会社に損害をもたらすようなものであつても、指揮命令はあらゆる契約の締結の義務、そしてあらゆる行為を履行する義務をも内容としうる。

第三一条 指揮命令は、支配会社またはグループ内の他の会社の利益において、営業年度における利益の譲渡をも加盟会社に課することができる。

第三二条 加盟会社の年次計算書類が欠損を計上する場合、支配会社は加盟会社のために、計算書類の承認から一ヶ月以内に、加盟契約期間内に積み立てられた任意準備金からの控除により填補されえなかつた額の範囲内において、欠損の額に等しい額を補償振替しななければならない。

第三三条① 加盟会社の指揮者は、たとえ指揮命令の実行が加盟会社に損害をもたらすものであつたとしても、本法第二七条二項の場合を除いては、指揮命令の実行について何らの責任を負うものではない。

② 指揮命令の実行は、商事会社に関する一九六六年七月二四日法六六一五三七号第四三七条三項及び四項に定められた違反を構成す

または相当の期間内に合意に満たない場合には、支配会社は指揮命令をくり返す権利を有し、この再度の指揮命令は同意が得られなくとも実行されるべきものとなる。

(新設)

(新設)

(下段二五条参照)

第三〇条 加盟会社の指揮者は、たとえ指揮命令の実行が加盟会社に損害をもたらすものであつたとしても、本法第二七条二項の場合を除いては、指揮命令の実行について何らの責任を負うものではない。

(新設)

るものではない。

## 第七章 加盟契約なき場合における指揮権の実行

第三四条① 一九六六年七月二四日法六六一五三七号第二二六条及び会社利益保護を確保している普通法の諸規制の適用を侵害することなく、加盟契約の締結及び公示もないままに従属会社に指揮権を実行している本法第一条にいう支配会社は、発生したあらゆる損害について従属会社に対して賠償しなくてはならない。

(新設)

② 支配会社は、グループの利益において指揮権の実行が決定されたということが事実であつたとしても、これを援用して第一項の責任を免れることはできない。

(新設)

第三五条① 本法前条に定められる従属会社が蒙つた損害の賠償を求める訴訟は、商事裁判所またこれなきときは従属会社の本店所在地の大審裁判所に提起される。また、支配会社が外国に本店を有する場合には、国際私法の規定に従い管轄権ある裁判所に提起される。

(新設)

② 前項の訴訟が従属会社の法的代表者によつて提起されない場合、右会社訴権は資本の少なくとも一〇%を保有する従属会社の外部株主または外部社員、あるいは少なくとも額面一〇〇万フランの株式を有する株主により行使されるか、あるいは従属会社の全株主または社員の申請に基づき商事裁判所長官またこれなきときは従属会社の本店所在地の大審裁判所長官により指名された法定代理人により行使されうるにすぎない。右等の裁判所長官は、援用された従

(新設)

属関係について判断を行ない、あるいは本法第二条による推定を行ないながらあらゆる証拠から右の申請について判断すべきである。

右の代理人を指名するオールドナンスは通達の一四日以内に異議の申立をうけうるものである。執行を却下するオールドナンスについては上告を妨げない。

③ 命令に定められた条件において、同一目的の訴訟が従属会社の企業委員会によって提起されうる。

④ 従属会社の更生整理または清算整理の場合には、訴訟は破産管財人によって提起されうるのみである。

第三六条① 従属会社に与えられる損害賠償金の一部または全部を支配会社の法上または事実上の指揮者の負担とすることを求める訴訟は、本法前条の訴訟を提起する裁判所に対し同一の条件において競合的または判決後に提起されうる。

② 従属会社の法上または事実上の指揮者が、前もつて加盟契約の締結及び契約の公示について支配会社と約することなく支配会社による決定権限の実行を承認している場合において、同一の訴訟が同一の目的において従属会社の法上または事実上の指揮者に対しても提起されうる。

③ これら支配会社及び従属会社の指揮者は、たとえ事実であつたとしても、グループの利益において行動したことを理由として責任を免れることはできない。

④ 前項の事情はこれらの操作を理由として課される刑事責任を彼らから免除するものともならない。

クステ前後期法案対照条文

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三七条 本法第三五条第四項の留保のもとに、従属会社の債権者は彼らの固有の利益において、命令に定められた期間内に、支配会社及びその指揮者、さらには従属会社の指揮者に対して、従属会社によつて弁済されえなかつた額の範囲内で責任追及訴訟を提起しうる。

## 第八章 公示及び株主または社員への通知

第三八条 加盟契約の記載は、命令に定められた条件に従い、支配会社及び加盟会社により商業登記簿に登記されなくてはならない。

第三九条 加盟契約及びその変更は、商業登記簿への記載後四五日以内に、かつ命令に定められた条件において、強制的法律問題公示公報に公示されなくてはならない。

第四〇条① すべての会社は、その管理または業務執行機関の年次報告書中に、会社が締結した加盟契約について、あるいは判決による他の会社との間の従属関係の設定または証明について記載を行なわなくてはならない。

② 営業年度中において、加盟契約もまた判決による従属関係の設定も証明もなされない場合には(下段一二条後段と対比)、その旨年次報告書中に記載されなくてはならない。

③ 前記の報告書には、加盟契約についてのあらゆる変更または

(新設)

## 第三章 公示

第一条 グループに結合する会社は、グループ形成の日から一ヶ月以内に、その各会社の商業登記簿に、その登記の記載にグループの記載を追加するために、共同で申請を行なわなくてはならない。グループへの所属の停止またはグループの消滅の場合についても同一の手続がとられねばならない(上段四三条と対比)。

(新設)

第二条 すべての会社は、その年次報告書中に、グループへの所属及び他の会社との支配または従属関係について記載しなくてはならない。この種の関係が存在である場合にも(上段四〇条二項と対比)、その旨年次報告書中に記載されなくてはならない。

消滅、停止、さらにあるいは過去に存在した従属関係についても同様に記載されなくてはならない。

(新設)

第四十一条 すべての会社の会計監査人は、会社が締結した加盟契約の実行または彼らが知るに至つた判決による従属関係の設定ないしは証明に関する営業年度中の結果について、特別の報告書を毎年提出する義務を負う。

(新設)

第四十二条 本法第二十一条乃至二三条の規定に従い提起される訴訟及びこの訴訟に対する判決は、命令に定められる条件において、商業登記簿に記載される。

(新設)

第四十三条 加盟契約の消滅は命令に定められる公示の対象とされる(下段一二条後段と対比)。

第四十四条 すべての会社は、締結された加盟契約目録と契約の性質を明らかにするため、また同様に判決による他の会社との間の従属関係についての設定または証明を明らかにするために、その貸借対照表に命令によりその態様が定められた附表を添附しなくてはならない。

(新設)

第四十五条 加盟契約を締結した本法第一条の意味における支配会社は、命令に定められる条件において、グループ連結計算書及びグループ年次報告書を作成し(以下新設) 公示しなくてはならない。右の計算書類は、命令に定められる規定に従い、従属する加盟会社へも送付されることとなる。

第一三条 グループ中のすべての支配会社は、参事院の命令に定めるところに従い、グループ連結計算書及びグループ年次報告書を作成しなくてはならない。

(後段新設)

第四十六条 加盟契約を締結した本法第一条の意味における従属会社は、命令に定められる条件において、その株主または社員に対し

加盟契約の写し及びもし必要ならば追加条項の写しを送付しなければならず、また本法に従つて提起されたすべての訴訟に対し下された判決文も同様に送付しなければならない。

(新設)

## 第八章 グループ・集中関係裁判所

第三一条① 本法により定義される機能と管轄権を有するグループ・集中関係裁判所は、七名の裁判官によつて構成され、かつ検事総長及び次席検事からなる検事局により補佐される。

② 裁判官及び検事は、内閣の定める命令により、一〇年間の任期をもつて選任される。彼らの再任は妨げない。

③ 裁判官及び検事は、最高位の司法官でありかつグループ・集中関係裁判所が関与らねばならない事項に対して顕著な能力を有し独立性のあらゆる保証を有する者の間から選任される。

第三二条 裁判官は、その互選により、三年の任期で、グループ・集中関係裁判所長官を選任する。その任期は更新しうるものである。

第三三条 グループ・集中関係裁判所及びその裁判官、そして右裁判所の組織及び手続に関する規則は、参事院の命令によつて定められる。

第九章 編入会社

第四七条 本章は、加盟会社であろうと否とを問わず株式組織の会社の形態を採り、フランス本土または海外領土にその本店を有しており、かつその資本の少なくとも九五%を直接であろうと間接で

(新設)

あろうとフランス本土または海外領土に本店を有する他の株式組織の会社に保有されている会社に適用される。

第四八条 従属会社は、その定款変更のため必要とされる定足数及び多数決を条件として、支配会社への編入を決議することができる。

第四九条① 本法前条に従い決議がなされた後、支配会社は命令に定められた期間内にかつそこに定められた方式により、従属会社の株主に対して支配会社の株式と彼らの株式との交換を提案しなければならぬ。交換率は合併の場合と同一の条件において決定される。

② 支配会社自身が他の会社の加盟会社である場合、前項の提案は右にいう他の会社の株式との交換であるか、または現金での補償である。

③ 支配会社と従属会社株主との間に合意がなされない場合、交換率または現金での補償額は、命令に定められる条件において、裁判所により指名された鑑定人により決定される。

第五〇条① 編入に関する決議は命令に定められた条件において商業登記簿に記載される。

② 右決議は記載の日から効力を有する。

第五一条 被編入会社の解散は商事会社に関する一九六六年七月二四日法六六一五三七号第九条の規定の適用によつて請求されることはない。

第五二条① 被編入会社は、株主の最低数を要求する会社法規定

クステ前後期法案対照条文

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

に抵触して、支配会社という唯一株主を有するにすぎない。

② 法規定に抵触しながら、支配会社は一名以上の代表者を指名して被編入会社を指揮する。

第五三条① 複数の代表者が被編入会社の指導者として支配会社により選任された場合、これら代表者は株式組織の会社に関する法制度が管理、指揮または業務監査機関に帰属せしめているすべての権限を享有した指揮委員会を構成することとなる。

② 一名の代表者のみ存在するにすぎない場合には、この者が同一の権限を有することとなる。

第五四条 支配会社は、必要とあらば、被編入会社の臨時総会の招集を要さずに単独で被編入会社の定款の変更を決定しうる。

第五五条① 従属会社が本法第四八条乃至五〇条の規定に従い編入の決議を行わなない場合には、当該会社は本法第二章の条件に従いその外部株主または外部社員によりいつでも加盟契約の提案を請求される。

② 年次補償金は、その要求の日の営業年度から五営業年度以上遡らないという条件の下に、支配会社が九五%の参加に達した日に降に遡つて負担されうる。究極決済についてもその持分の交換率または補償金に関してこの同じ日を参照して決せられる。

③ 契約の文言について合意に達しない場合には、各外部株主は支配会社に対し加盟契約の条件について決しうる。

第五六条 編入の形式、態様、条件及び編入される会社の組織については命令において定められる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

## 第二〇章 共通規定

第五七条 本法はフランス本土または海外領土に本店を有するすべての支配会社及び従属会社に適用される。

第五八条 本法が加盟契約なき場合に結びつける効果は、右契約が本法施行後一八ヶ月以内に締結されておらず、かつ公示もなされていない場合に適用があるにすぎない。

(削除)

第五九条 本法は官報への公示の日から三ヶ月目の第一日に施行される。

## 第九章 一般規定

第三四条 本法はフランス本土または海外領土に本店を有するすべての加盟会社に適用される。

(新設)

第三五条 本法の適用にあつての経過的規定については参事院の命令がこれに任ずる。

第三六条 本法は官報への公示の日から三ヶ月目の第一日に施行される。